

		A自治体	B自治体
規模 ※H29現在	クラブ数	7クラブ	23クラブ
	利用児童数	263人	1879人
従来の運営	運営方式と運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 運営方式＝公設民営 運営主体＝学校区ごとの保護者会へ委託 	<ul style="list-style-type: none"> 運営方式＝公設民営 運営主体 <ul style="list-style-type: none"> 10クラブ＝学校区毎に保護者会へ委託 13クラブ＝合併前の旧町エリア毎に設置した運営委員会へ委託 ※2つの運営委員会が、10クラブと3クラブを運営
	従来の運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> サービス水準の格差(保育料, 開設日・時間) 保護者負担金の格差(月額4000円～6000円) 運営に係る負担と責任 会計担当者の負担 指導員の確保・指導監督(人数と資質) 役員が毎年変更になり, 不安定な運営組織 	【保護者会】 <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の格差(保育料, 開設日・時間) 保護者負担金の格差(月額5,000円～8,500円) 運営に係る負担と責任 会計担当者の負担(目的のない繰越金) 指導員の確保・指導監督(処遇の低さ) 役員が毎年変更になり, 不安定な運営組織 【運営委員会】 <ul style="list-style-type: none"> 運営に係る責任 指導員の指導監督に係る責任 サービス水準の格差(保育料, 開設日・時間) ※専任事務員を配置しており, 運営や指導員確保に係る負担は少ない
	保護者負担金	月額4000円～6000円(おやつ代込み) ※別途会ごとに, 入会金, 更新料, 保険金等を設定し徴収	月額5,000円～8,500円(おやつ代込み) ※別途会ごとに, 入会金, 更新料, 保険金等を設定し徴収
現在の運営	運営方式と運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 運営方式＝公設民営 運営主体＝株式会社を指定管理者に指定(公募) 	<ul style="list-style-type: none"> 運営方式＝公設民営 運営主体＝NPO法人へ委託(公募)
	現行の運営主体を採用した理由	<ul style="list-style-type: none"> 全7クラブを統一した基準・サービス水準で運営できる。(全域で1者を公募) 民間のノウハウによる指導員の確保(人数と資質) 社会福祉協議会, NPO法人からの提案もあったが, 運営実績や運営能力の点で優れていた株式会社を選定 	<ul style="list-style-type: none"> 全23クラブを統一した基準・サービス水準で運営できる。(全域で1者を公募) 民間のノウハウによる指導員の確保(人数と資質) 株式会社からの提案もあったが, 市内での運営実績や指導員確保(継続雇用)の点で優れていたNPO法人を選定(NPO法人は, 従来の保護者会, 運営委員会を合併し法人化した組織)
	保護者負担金	月額7000円(おやつ代込み)	月額7,500円(おやつ代込み)
	指導員処遇	<ul style="list-style-type: none"> 正社員, パートタイム等の雇用形態は条件としていない 時給の平均額を提案に求めた(選定の際に加点) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が市と協議した結果, 950円/時
	その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み等の利用者増に対応するため, 給食調理員を指導員として配置 土曜の利用者数が少ないことから, 1～2クラブの拠点クラブに集約して実施 兄弟割引, 低所得者向け減免措置 全7クラブの統括指導員(1名以上)を配置 全7クラブで指導員異動, 緊急時の派遣あり 旧保護者会が採用した指導員を優先的に雇用(一定の審査あり) 運営に係るトラブルや指導員同士のトラブルの受付窓口を明確化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導員の管理・監督の徹底 全域で人事異動, 年度途中の児童数の変化に応じた指導員配置の調整 全域を対象とした指導員研修実施による質の向上 運営に係るトラブルや指導員同士のトラブルの受付窓口を明確化した。
既存団体の関与	<ul style="list-style-type: none"> 旧保護者会が存続している地域があり, 株式会社による運営に協力・意見をを行っている。(旧保護者の繰越金を活用し, 備品(テレビ, 冷蔵庫, おもちゃなど)の購入, 行事への協力) 	<ul style="list-style-type: none"> 旧保護者会と運営委員会を発展的に解消し, NPO法人化 	
移行手続き	移行までの調整	<ul style="list-style-type: none"> 7クラブの内2クラブは移行に対する反対意見があったが, 保護者会運営の継続を望んでいたのは, 役員や指導員であり, 保護者は移行を希望していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧運営委員会の役員を中心に, 市の支援を受けながら, NPO法人化を図った。
	候補企業への条件等	<ul style="list-style-type: none"> 開設日, 時間, 保育料は, 町の条例が最低条件(上回る部分は事業者提案) 入退所は事業者受付 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担金の徴収や入所判断もNPOが行っている。
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から検討を開始し, 平成30年度から新たな運営方式で運営を開始(3年間) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から検討を開始し, 平成29年度から新たな運営方式で運営を開始(3年間)